

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : 株式会社大林組
法人番号 : 7010401088742
業者の住所 : 東京都港区港南 2 - 1 5 - 2

2 指名停止の期間
令和 8 年 6 月 2 日～令和 8 年 7 月 1 日 (1 か月)

3 指名停止の措置対象地区
関東甲信地区

4 事実概要

株式会社大林組は、山梨県内で施工中の中央新幹線第四南巨摩トンネル新設(東工区)ほか工事において、令和 6 年 10 月 4 日に発生した協力会社の作業員が負傷した労働災害に関し、所管の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていた。

この件について、当該業者及び当該業者の社員 2 名は、令和 8 年 3 月 24 日付で鯉沢簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により、それぞれ罰金 20 万円の略式命令を受けた。

5 指名停止の理由

4 の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成 15 年 10 月機構規程第 83 号)別表第 2 第 15 号(下記参照)に該当する。

別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象地区
1～14 省略	省略
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から発生地区又は全地区を対象として 1 か月以上 9 か月以内
16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 調達契約部 契約管理課 TEL 045-222-9041(直通)